

令和4年第1回邑南町議会臨時会議事日程

令和4年1月21日（金）午前10時15分開会

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第1号 指定管理者の指定について
(邑南町研修施設邑学館の指定管理者の指定)

議案第2号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正
について

議案第3号 邑南町過疎地域持続的発展計画の策定について

議案第4号 邑南町再エネ最大限導入計画の策定について

議案第5号 令和3年度邑南町一般会計補正予算第12号について

令和4年第1回邑南町議会臨時会議事日程（追加1）

令和4年1月21日（金）

追加日程第1 委員会提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

発委第 1号 邑南町議会委員会条例の一部改正について

令和4年第1回邑南町議会臨時会 会議録

【令和4年1月21日（金）】

—— 午前10時15分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

（開会宣告）

●石橋議長（石橋純二） ただ今から、令和4年第1回邑南町議会臨時会を開会いたします。

~~~~~○~~~~~

（開議宣告）

●石橋議長（石橋純二） これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（日程第1 会議録署名議員の指名）

●石橋議長（石橋純二） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。7番和田議員、8番宮田議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

（日程第2 会期の決定）

●石橋議長（石橋純二） 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1月21日の1日限りといたしたいと思っております。これに、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本

日1月21日の1日限りとすることに決定をいたしました。



(日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決)

●石橋議長（石橋純二） 日程第3、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第1号、指定管理者の指定について。議案第2号、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について。議案第3号、邑南町過疎地域持続的発展計画の策定について。議案第4号、邑南町再エネ最大限導入計画の策定について。議案第5号、令和3年度邑南町一般会計補正予算第12号について。以上、5議案を一括上程いたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第1号から第5号までの提案理由を御説明申し上げます。まず、議案第1号は、邑南町研修施設邑学館の指定管理者を一般社団法人地域商社ビレッジプライド邑南に指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。次に、議案第2号は、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、過疎地域における地方税の減収補填措置の拡充及び延長に伴う改正でございます。次に、議案第3号、邑南町過疎地域持続的発展計画の策定についてでございますが、これは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、過疎地域の持続可能な地域社会の形成等を実現するための計画の策定について、議会の議決を求めるものでございます。次に、議案第4号、邑南町再エネ最大限導入計画の策定についてでございますが、これは2050年の二酸化炭素の排出を、全体としてゼロを目指すための計画の策定について、議会の議決を求めるものでございます。次に、議案第5号、令和3年度邑南町一般会計補正予算第12号は、歳入歳出それぞれ、992万円を追加するものでございます。議案の詳細につきましては、お手元に議案の詳細説明資料をお配りしておりますのでご確認ください。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は、終了いたしま

した。ここで、休憩とさせていただきます。

—— 午前 10時19分 休憩 ——

●井上事務局長（井上義博） 失礼します。10時30分より全員協議会を開催します。議員の皆様は大会議室にお集まりください。

—— 午後 3時10分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。これより、議案第1号から議案第5号までの質疑を行います。はじめに、議案第1号、指定管理者の指定について、に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、議案第1号、指定管理者の指定についてに対する質疑を終わります。

●石橋議長（石橋純二） 続きまして、議案第2号、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、議案第2号、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてに対する質疑を終わります。

●石橋議長（石橋純二） 続きまして、議案第3号、邑南町過疎地域持続的発展計画の策定について、に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、議案第3号、邑南町過疎地域持続的発展計画の策定について、に対する質疑を終わります。

●石橋議長（石橋純二）　　続きまして、議案第4号、邑南町再エネ最大限導入計画の策定について、に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　無いようですので、議案第4号、邑南町再エネ最大限導入計画の策定について、に対する質疑を終わります。

●石橋議長（石橋純二）　　続きまして、議案第5号、令和3年度邑南町一般会計補正予算第12号について、に対する質疑に入ります。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　無いようですので、議案第5号、令和3年度邑南町一般会計補正予算第12号について、に対する質疑を終わります。

●石橋議長（石橋純二）　　これより、討論、採決に入ります。討論は反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに、議案第1号、指定管理者の指定についてに対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第1号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二）　　はい、全員賛成。したがって、議案第1号、指定管理者

の指定について、につきましては原案のとおり決定をいたしました。

●石橋議長（石橋純二）　　続きまして、議案第2号、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第2号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二）　　はい、全員賛成。したがって、議案第2号、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、につきましては原案のとおり決定をいたしました。

●石橋議長（石橋純二）　　続きまして、議案第3号、邑南町過疎地域持続的発展計画の策定について、に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第3号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二）　　はい、全員賛成。したがって、議案第3号、邑南町過疎地域持続的発展計画の策定について、につきましては原案のとおり決定をいたしまし

た。

●石橋議長（石橋純二）　　続きまして、議案第4号、邑南町再エネ最大限導入計画の策定についてに対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第4号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二）　　全員賛成。したがって、議案第4号、邑南町再エネ最大限導入計画の策定について、につきましては原案のとおり決定をいたしました。

●石橋議長（石橋純二）　　続きまして、議案第5号、令和3年度邑南町一般会計補正予算第12号についてに対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第5号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二）　　はい、全員賛成。したがって、議案第5号、令和3年度邑南町一般会計補正予算第12号についてにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。



●石橋議長（石橋純二） ここで、暫時休憩とさせていただきます

—— 午後 3時16分 休憩 ——

（ 追加日程 1 の配布 ）

—— 午後 3時17分 再開 ——



（ 日程の追加 発委 ）

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。ただいま議会運営委員会委員長から、発委第1号、邑南町議会委員会条例の一部改正についてが提出されました。お諮りをいたします。これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思えます。これにご異議はありませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定をいたしました。



（ 追加日程第1 委員会提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決 ）

●石橋議長（石橋純二） 追加日程第1、委員会提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。発委第1号を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

●大屋議会運営委員会委員長（大屋光宏） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 大屋議会運営委員会委員長。

(委員長登壇)

●大屋議会運営委員会委員長（大屋光宏） 発委第1号、令和4年1月21日。邑南町議会議長、石橋純二様。提出者、議会運営委員会委員長、大屋光宏。邑南町議会委員会条例の一部改正について。上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに、会議規則第13条第3項の規定により別紙のとおり提出します。今回の提案につきましては、邑南町議会の委員会をオンラインで開催するための改正です。内容につきましては別紙を御覧ください。新旧対照表のほうで説明をしますと、現行を改正するのではなくて、新たに第13条に付け加えるものです。開催方法の特例ということで付け加えを行います。内容につきましては、一つ目はオンラインで会議を開催することができるという文言。続きまして、その会議に出席した委員については、この条例の規定により出席者とみなす、定足数に入れるということです。なお、3番目に詳細につきましては、必要な事項は議長が別に定めるとしております。附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。御理解のうえ、御賛同よろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者の説明は終了いたしました。これより、発委第1号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、発委第1号の質疑を終わります。

(委員長降壇)

●石橋議長（石橋純二） これより討論、採決に入ります。発委第1号に対する討論を行います。

●石橋議長（石橋純二） 討論は、反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに、反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。発委第1号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） はい、全員賛成。したがって、発委第1号、邑南町議会委員会条例の一部改正についてにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 閉会宣告 ）

●石橋議長（石橋純二） 以上で、本臨時会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。お諮りをいたします。本臨時会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、以上をもって閉会といたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。これをもちまして、令和4年第1回邑南町議会臨時会を閉会といたします。お疲れ様でございました。

— 午後 3時 22分 閉会 —